

群馬県の最低賃金について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

しかしながら、群馬県の最低賃金は985円で、栃木県や茨城県とも約20円の差が出ています。最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあり、最低賃金に大きな開きがあることは、地域経済の実態と乖離しているものと考えます。また、最低賃金の差は近隣県への人材流出を引き起こす懸念もあり、早急に解消すべき問題です。

こうした状況を踏まえ、県では、従業員の基本給を5%以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう支援を行っているところです。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乘せについて、議論が尽くされますとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小・小規模事業者に対する各種支援について継続して実施いただきますようお願い申し上げます。

令和7年7月14日

群馬労働局長 上野 康博 様

群馬県知事 山本 一太